

総務  
常任委員会

付託案件 4件

議案第39号  
議案第40号

議案第41号  
議案第42号

議案第43号  
議案第44号

議案第45号  
議案第46号

議案第39号  
今回の最大1.5倍の利用料金の設定は、今後もこの改定率をへー入とするのか。  
答 1.5倍の数値は近隣市含め、全国的に判断基準とする数字ですが、法的な根拠はありません。市民の皆さんや利用する皆さんに、急激な負担を強いるのは厳しく、激変緩和をと考えております。

議案第40号  
公選法の施行令の改正に伴う改正だが、施行令が改正されれば、地方自治体である市の条例も改正が必要なのか。  
答 国の法律が改正されたことにより、それに準じて市の条例を改正するという形から、今回の提案です。必ずしも改正しなくてはならないものではありません。

議案第41号  
全員賛成で可決  
議案第42号  
全員賛成で可決  
議案第43号  
全員賛成で可決  
議案第44号  
全員賛成で可決  
議案第45号  
全員賛成で可決  
議案第46号  
全員賛成で可決

福祉教育  
常任委員会

付託案件 2件

議案第47号  
議案第48号

議案第49号  
議案第50号

議案第51号  
議案第52号

議案第53号  
議案第54号

議案第47号  
固定資産税の証明と、課税台帳に、DV等の被害の方の住所を記載しないというのを、ここで定められたということだが、今までの対応は。  
答 今までは登記所で書かれた住所そのままに記載をしております。

議案第48号  
固定資産税の証明と、課税台帳に、DV等の被害の方の住所を記載しないというのを、ここで定められたということだが、今までの対応は。  
答 今までは登記所で書かれた住所そのままに記載をしております。

議案第49号  
固定資産税の証明と、課税台帳に、DV等の被害の方の住所を記載しないというのを、ここで定められたということだが、今までの対応は。  
答 今までは登記所で書かれた住所そのままに記載をしております。

産業経済  
常任委員会

付託案件 2件

議案第55号  
議案第56号

議案第57号  
議案第58号

議案第59号  
議案第60号

議案第61号  
議案第62号

議案第55号  
減免制度の変更は。原則、半額減免で考えています。  
議案第56号  
公共施設使用料の税負担割合と同じ最終数値を目指すのか。  
答 公共施設使用料と考え方が異なりますが、受益者負担の原則に従い100%を目指しています。今回の改定でも足りないところは、指定管理者の努力等による利用者の増加を期待して、この状態で進めたいと考えています。

議案第57号  
十二坊温泉ゆららの管理経費の増加が見込まれるため、利用料金を改正するもの。  
議案第58号  
定期券の廃止の理由は。  
答 以前の指定管理者の実施事業廃止に伴う救済措置でしたが、当時の利用者が65歳以上になり、減免の対象者となるため廃止します。

議案第59号  
施設維持管理費増大の根拠は。  
答 老朽化による維持管理費用の増大です。  
議案第60号  
近隣他市町村施設と比較して使用料は。  
答 平日800円くらいが主流です。